

県養護教育センター 事業の概要

相談に当たっては、子供の障害の状態や相談内容に応じて担当者を通じて、必要に応じて福島県心身障害児総合療育センターの医師や心理判定員等との連携を図り、相談者の要望に応えます。相談に関する秘密はかたく守ります。なお、相談費用はありません。

(一) 目的

- ① 相談活動を通して、悩みや不安の解消を図り、子供とその関係者の生活創造への援助を行います。
- ② 子供の障害を正しく把握し、関係者に対して養育や教育について必要な情報の提供を行います。
- ③ 適切な就学指導が推進できるよう側面的援助を行います。

(二) 方法・内容

- ① センターでの相談(表1)
電話等で相談の申し込みを受けた後、養護教育センターへ来所していただくか、電話で行います。
- ② 地域相談室での相談(表2)
それぞれの地域相談室で相談の申し込みを受けた後、相談を行います。
- ③ 巡回による就学相談
主として就学前の幼児とその保護者を対象として、県北、会津、相双、いわきの四地区において七月から九月にかけて相談を実施します。

福島県養護教育センターは、次に掲げる事業を実施し、本県養護教育の振興充実に努めています。
なお、一層のご理解とご協力をいただくため、平成八年度の事業の概要を紹介します。

一 教育相談事業

心身に障害のある就学前幼児、学齢児童生徒を対象とし、その保護者及び担任等関係者と相談を行います。必要に応じて専門的立場からの検査等も行い、子供の状態を総合的に判断し、家庭での養育の仕方や就学等についての相談を実施します。

表1 教育相談の内容等

区分	対象	主な内容
教育相談	保護者 本人	○障害の種類・程度に関すること ○家庭での養育に関すること ○進路等に関すること・学校生活に関すること
就学相談	学校関係者 園、所関係者 市町村教育委員会関係者	○就学の種類・程度に関すること ○適正就学への助言、援助、情報の提供に関すること
検査・観察	保健所関係者等	○視覚、聴覚、言語、社会生活能力、精神発達、運動能力等の検査及び観察等

申し込みは、居住している市町村の教育委員会で電話か手紙等で受け付けます。
なお、具体的には五月中旬頃に小学校、幼稚園、保育所、保健所等へ配付される「巡回就学相談のお知らせ」をご覧ください。

表2 地域相談室設置場所

県北地域相談室 (聾学校福島分校内)	〒960 福島市森合町6-34 ☎ 0245 (31) 5013
会津地域相談室 (聾学校会津分校内)	〒965 会津若松市一箕町 大字鶴賀字下柳原102 ☎ 0242 (22) 1286
浜通り地域相談室 (聾学校平分校内)	〒970-01 いわき市平馬目 字馬目崎61 ☎ 0246 (34) 2202

二 教職員研修事業

養護教育センターで実施する研修は、「専門研修」と「基本研修」の二本立になっています。これらは、いずれも県の教職員現職教育計画に基づき、養護教育の今日的課題を十分にふまえた内容となっています。

(一) 目的

養護教育センターが行っている組織的研究や教育相談等の成果を生かした基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する研修を行い、養護教育関係職員の資質向上に役立てることを目的とします。